

広島県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三号

広島県会計規則の一部を改正する規則

広島県会計規則（昭和三十九年広島県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

広島県立総合技術高等学校

を

広島県立総合技術高等学校
広島県立広島叡智学園高等学校

に、

広島県 広島警察署
広島県 音戸警察署

を

広島県 広島警察署

に、

広島県 尾道警察署
広島県 因島警察署

を

広島県 尾道警察署

に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。